

# サービス付き高齢者向け住宅 高齢者住宅2番館 重要事項説明書

## 1 サービス提供事業者

事業者の名称	社会福祉法人ケア21（シャカイフクシホウジンケアニジュウイチ）
代表者の氏名	理事長 倉林 雅人
法人所在地	〒506-0035 岐阜県高山市新宮町1054番地の3
電話番号	0577-36-0021
FAX番号	0577-36-1121
メールアドレス	care21@poppy.ocn.ne.jp

## 2 高齢者住宅の概要

名称	高齢者住宅2番館（コウレイシャジュウタクニバンカン）
所在地	〒506-0035 岐阜県高山市新宮町851番地1
管理者名	施設長（管理者）寺境 信弘
電話番号	0577-35-0021
FAX番号	0577-35-5521
メールアドレス	2bankan@care21.or.jp
開設年月日	2012年10月1日
居住の契約方式	賃貸借方式
居室数	30室

## 3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	入居者に対し、適正な生活支援サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	<p>(1) 入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活支援サービスを提供する。</p> <p>(2) 安定的かつ継続的な事業運営に努める。</p> <p>(3) 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>

## 4 職員体制及び研修

職種	員数	研修
管理者	1人	職員に対し、高齢者の心身の特性、生活支援サービスのあり方や内容、介護に関する知識、技術、作業手順などの研修
生活相談員	1人以上	を行います。また、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するよう必要な措置を講じます。
当直職員	1人以上	

## 5 管理運営業務

サービス提供事業者が行う主な管理運営業務
(1) 敷地及び施設の維持、補修、清掃、消毒及び廃棄物処理等に関する管理業務
(2) 建物設備についての定期点検、補修及び取替えに関する業務
(3) 入居者に対する生活支援サービスの提供業務
(4) 帳簿の作成及び記録の保存業務
(5) 損害賠償に関する業務
(6) 防災・防犯に関する業務
(7) 広報・連絡及び涉外に関する業務
(8) 職員の管理と研修
(9) 地域との協力

## 6 生活支援サービス

職員が生活・介護などの相談、見守り、安否確認及び緊急時の対応などのサービスを提供するとともに、法人が経営する訪問介護・介護予防訪問介護及び居宅介護支援事業所の職員と連携し家庭的な雰囲気の中で穏やかな生活環境を提供します。

## 生活支援サービスの内容と料金

サービス種類	提供内容・方法	料金	
管理サービス	状況把握 緊急時対応 生活相談 健康管理 その他	・ケア21職員が緊急時の対応を行います。又、緊急時にはご家族・医療機関と連携します。 ・1日1回以上、安否確認と体調確認を行います。 夜間は施設内巡視をします。 ・ナースコールシステムにより緊急対応を行います。 ・日常生活のご相談、地域情報・健康・体調に関する内容等のご相談に応じます。 ・ケアマネや医療機関への情報提供・連絡を行います。	25,000円／月
	緊急的な身体介護・生活援助	200円／5分	
	ナースコール対応・点眼介助	100円／1回	
	洗濯手数料	400円／1回	
	洗濯機使用料	50円／1回	
有料サービス	洗濯物乾燥手数料	100円／1回	
	浴室暖房費	100円／1回	
	電話使用料	100円／1回	
	処方薬管理料	2,400円／1月	
	体調不良時の応急対応	300円／5分	

※上記の処方薬管理料については、1か月のうち15日以下の場合は半額とします。

## 7 食事について

- (1) 食事代は朝食460円 昼食770円 夕食760円となっており、原則3食全てご利用いただきます。ただし、外出・外泊・身体的な理由の場合は、欠食扱いとさせていただきます。
- (2) キャンセル（欠食）について  
食事のキャンセルは、朝食、昼食、夕食ともに前日10:00までにご連絡ください。  
※上記以降のキャンセルは、食事代全額をいただきます。

## 8 居室の電気・水道料金について

各戸のメーター計算により請求いたします。

## 9 お支払い方法

口座振込みまたは口座自動引落

金融機関名：高山信用金庫 新宮支店

口座番号：0086419

口座名義人：社会福祉法人ケア21 理事長 倉林 雅人

ご利用開始日に関わらず月末締めとし、翌月上旬に前月分の請求をいたします。

口座引き落とし日は、毎月20日です。前日までに残高をご確認ください。

## 10 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

面会・外出・帰宅・訪問・宿泊等	
・玄関及び出入り口は安全管理上、20時以降、翌朝7時まで施錠します。	
・外出・帰宅及び来訪者の訪室・宿泊について制限はありませんが、外泊・外出の際は、窓口に備付けの外出簿にご記入ください。	
・施設内への来訪、面会に当たっては、面会票にご記入ください。また、面会時間、面会場所等の指示事項を守ってください。	
・職員に対してハラスメントをされないようお願いします。	
共有施設の利用について	
食堂・ラウンジ	他のご入居者様やご家族様との歓談にご使用ください。
台所	ご利用いただけます。
浴室	ご自分で安全に入浴できる方はご使用ください。
洗濯室	洗濯機・乾燥機のコインランドリーを使用いただけます。

## 1.1 協力医療機関

### (1) 協力医療機関

医療機関の名称	岐阜県厚生連久美愛厚生病院	さもりファミリークリニック
電話番号	0577-32-1115	0577-36-6711

### (2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	いしら歯科医院
電話番号	0577-34-4658

## 1.2 緊急時の対応

- (1) 生活支援サービス提供時に、入居者の病状等が急変した場合その他必要な場合は、速やかに入居者のご家族や主治医等へ連絡します。連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- (2) 夜間は当直職員と待機する看護職員との連携により適切な看護体制を確保します。
- (3) 夜間急変時は、マニュアルにより対応します。

## 1.3 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 生活支援サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに入居者ご家族、主治医、県、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事故発生防止の対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催します。
- (3) 生活支援サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。ただし、入居者に重過失がある場合は、事業者の賠償責任が免除又は減免されることがあります。

## 1.4 非常災害対策

- (1) 非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者及び災害等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。
- (3) 緊急時指定避難場所

施設名	住所	地震	土石流	急傾斜	洪水
新宮小学校	新宮町2635-2	○	○	○	○
県立木工芸術スクール	匠ヶ丘町1-123		○	○	○
崇教真光第2神殿	山田町1515-1	○	○	○	○
高山西高校	下林町353	○	○	○	

## 1.5 衛生管理等

- (1) 入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒、感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じます。

## 1.6 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

## 1.7 苦情受付窓口

高齢者住宅2番館について、ご不明の点や疑問、苦情、相談がございましたら、下記までご相談ください。責任をもって調査、改善等の対応をさせていただきます。

社会福祉法人 ケア21	受付時間：午前8時30分から午後5時30分（月曜日から金曜日） ご相談方法：電話 0577-35-0021 FAX 0577-35-5521 メールアドレス care21@poppy.ocn.ne.jp 苦情受付担当者：生活相談員 上田恭子 苦情解決責任者：施設長 寺境信弘 第三者委員：野崎加世子 電話 090-4790-9054 藤田敏幸 電話 0577-34-4753
----------------	--

## 1 8 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、入居者との契約終了後も同様とします。
- (2) 事業者は、職員が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

## 1 9 虐待防止

- (1) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。
- (2) 虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを県及び市町村に通報します。

## 2 0 身体的拘束

入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。なお、ご家族とご相談のうえ、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録をするものとします。

## 2 1 記録の保存と閲覧

- (1) 生活支援サービス提供の記録は、これを完結した日から5年間保存します。
- (2) 記録の閲覧及び実費での写しの交付は利用者本人及び家族に限り可能です。

## 2 2 家族等への連絡

希望があった場合は、入居者に連絡するのと同様の通知をご家族等にも行います。

## 2 3 運営懇談会

高齢者住宅の運営について、入居者の積極的な参加を促し透明性を確保する観点から、運営懇談会を開催します。

令和 年 月 日

事業所は、入居者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所 住所 高山市新宮町851番地1  
事業所名 社会福祉法人ケア21 高齢者住宅2番館

説明者 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所  
氏名 印

代理人 住所  
氏名 印